

入 札 説 明 書

鶴岡市集落排水事業 田川地区管路施設清水 5～14 号新設工事に係る入札公告に基づく条件付き一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和 7 年 5 月 23 日（金）

2 発注者 鶴岡市

3 入札に付する事項

(1) 工 事 名 鶴岡市集落排水事業 田川地区管路施設清水 5～14 号新設工事

(2) 工事場所 鶴岡市下清水地内

(3) 工事内容 閲覧図書のとおり

(4) 工 期 着工 令和 7 年 6 月 24 日（火）

竣工 令和 8 年 3 月 5 日（木）

4 入札参加資格

(1) 申請書受付の最終日である令和 7 年 6 月 4 日（水）から契約締結までの期間中のいずれの日においても鶴岡市から指名停止措置を受けていない者であること。

(2) 「鶴岡市建設工事請負契約約款第 49 条第 11 号の規定（以下「暴力団排除条項」という。）に該当しない者であること」とは、入札参加資格確認申請書の提出の日から当該工事の工期までのいずれの日においても暴力団排除条項に該当しないことをいう。

(3) 公告で指定された期限までに申請書及び申請書の添付書類（以下「確認資料」という。）を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

(4) 工事实績等

ア 入札参加資格申請提出日において、鶴岡市が発注した土木一式（下水道）工事で過年度 5 年間に完成・引渡しをした、当初請負金額（税込み）が 5000 万円以上且つ工事成績評定点が 79 点以上の実績があること。

5 入札手続等

(1) 申請書及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、申請書（様式第 1 号）及び確認資料（様式第 2 号）、その他必要とする書類（任意様式）とする。

(3) 発注者は、提出された申請書等を本件入札及び契約に関してのみに利用することとし、提出者に無断で本件以外の目的には使用しない。

(4) 提出された申請書及び確認資料は、返却しない。

(5) 申請書及び確認資料の提出は、公告で指定された提出場所へ持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (6) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし発注者の指示承認した場合においてはこの限りではない。

6 入札参加資格確認結果通知

入札参加資格の確認は、入札参加資格確認申請書の提出期限の日をもって行なうものとし、参加資格の有無の結果については、入札参加資格確認通知書（様式第3号、第3号の2）により、申請者に令和7年6月6日（金）までに通知する。

7 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、以下に従い、任意の書面によりその理由の詳細説明を求めることができる。

ア 提出期限 令和7年6月9日（月）午後4時まで

イ 提出場所 鶴岡市のぞみ町2番10号
鶴岡市上下水道部総務課契約検査室
電話番号 0235（23）7731

ウ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 説明要求があった場合には、説明を求めた者に対し、令和7年6月10日（火）午後4時までに書面様式第4号により回答する。

8 契約条項等を示す場所

当該工事に係る設計図書等の閲覧は次による。

- (1) 設計図書の閲覧

ア 受付期間 入札日前日

イ 受付場所 鶴岡市ホームページ及び7の(1)のイに記載の場所

9 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書及びこの入札説明書に対する質問がある場合は、次に従い書面様式5号により提出すること。

ア 質問受付期間 令和7年6月11日（水） 午前10時まで

イ 質問回答 令和7年6月12日（木） 午後4時から

ウ 提出場所 7の(1)のイに記載の場所

エ 提出方法 書面は持参により提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者に書面様式5号の2により通知する。

10 入札及び開札

- (1) 入札書は入札執行時に提出する。

- (2) 入札に当たっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

- (3) 入札時間に遅れたときは、入札に参加することはできない。

- (4) 入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
提示を求める工事費内訳書は、設計書と同様の内容の内訳明細書に数量、単価及び金額等の全てを記入したものとする。ただし、単価レベルの内訳明細書は不要とし、項目が同じであれば様式は問わないが、内訳書表紙に所在地、商号、代表者名を明記し、押印のうえ提出すること。なお、提出された工事内訳書は、入札又は契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 開札は紙入札方式とし、入札執行回数は、1回を限度とする。
- (6) 正常かつ公正な入札執行が困難と認められる場合その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期、中止又は取り止めることがある。
- (7) 鶴岡市契約に関する規則（平成 17 年鶴岡市規則第 54 号）、入札条件（令和元年 6 月 1 日改定）、鶴岡市入札要綱（令和 2 年 4 月 9 日改定）に定めるものの他、次に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行なったものを落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

ア 入札公告に示した競争入札参加資格のない者（競争入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した競争入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）の入札

イ 申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 工事費内訳書を提出しない者の入札

11 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行なった者を落札者とする。
- (2) この入札は、鶴岡市上下水道部変動型最低制限価格制度の対象とする。落札決定にあたっては予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低制限価格以上で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札参加者は失格とする。
- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札者を決定する。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 契約金額の 10 分の 1 相当額

13 契約書作成の要否等

この契約においては、契約書の作成を必要とする。

14 支払い

- (1) 鶴岡市建設工事請負契約約款第 36 条第 1 項及び第 3 項により、要件を満たした工事については、前払金、中間前払金を請求することができる。

15 その他

- (1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、鶴岡市上下水道部競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を行うことがある。

《本公告に係る添付書類》

- 1) 公告文
- 2) 入札説明書（本書）
- 3) 参加資格確認申請書受付票、他（様式第 1 号から第 5 号の 2） 一式
- 4) 閲覧図書（設計書、特記仕様書、他） 一式